

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県指定無形民俗文化財の解除	社会教育・文化財保護課	1頁
公 告 ○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	2頁
○ 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	2頁
○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	5頁
○ 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与課	5頁
○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	教育財務課	6頁

告 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第28条第5項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財を解除しました。

平成30年3月8日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	保持団体
無形民俗文化財	勝手神社の神事踊	伊賀市山畑	昭和38年1月11日	平成30年3月8日	勝手神社神事踊保存会
解 除 理 由	文化財保護法第78条第1項の規定により、平成30年3月8日付け文部科学省告示第43号で重要無形民俗文化財に指定されたため				

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成30年3月27日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
鈴鹿市立河曲幼稚園	平成30年3月31日	入園希望者が減少し、適正規模の集団による幼児教育が困難となつたため
鈴鹿市立牧田幼稚園		
熊野市立木本幼稚園	平成30年3月31日	熊野市立木本保育所と統合し、「認定こども園木本保育所」が設置されるため
熊野市立井戸幼稚園	平成30年3月31日	休園しているが、園児の就園が見込めず、再開は困難であるため

お 告 ひ ば

平成30年3月27日付け三重県公報2991号に、教育委員会関係規則等が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

**三重県人事委員会規則 第一號
三重県教育委員会規則 第二號**

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和二十年三重県人事委員会規則 第二號）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号及び第四号中「四千一百五十円」を「五千円」に改め、同項第六号中「三千円」を「三千六百円」に改め、「六時間を超える場合にあつては三千七百五十円」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年二月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

**三重県人事委員会規則 第二號
三重県教育委員会規則 第三號**

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則（昭和二十年三重県人事委員会規則 第三號）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

※認定伺	校長	事務長		
伺い	年月日	決定	年月日	

※受付印	
------	--

扶養親族届

年月日 提出（2部）

様	学校名	住所
	職種	氏名印

公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）第15条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

証拠書類 通添付

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居別居	職業(年収)	届出事実の発生年月日	※支給の始期・終期年月日	届出の事由	※認定印
		・・			・・	・・		
		・・			・・	・・		
		・・			・・	・・		
		・・			・・	・・		
		・・			・・	・・		

備考

記入上の注意

- ※印以外は、職員が記入するものとする。
- 支給停止の届に当たつて支給を停止される者に係る事項は、朱書する。
- 続柄欄には、戸籍謄本に基づき正しい続柄を記入する。
- 年収欄には、勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば所得の種類ごとに、その金額を記入する。
- 届出事実の発生年月日欄には、新たに職員となつた者に扶養親族である要件を具備する者がある場合にその職員となつた日を記入し、職員に扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合又は扶養親族である要件を次くに至つた者がある場合にそれぞれの事実の生じた日を記入する。
- 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由（例えば、婚姻、出生、60歳以上、収入の減少等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなつた理由（例えば、離婚、死亡、収入の増加等）をそれぞれ記入する。
- 認定印欄には、認定は「認定」、支給停止は「停止」、該当しない場合は「非該当」の印を押す。
- 届及び届と同時に提出された証拠書類は、職員毎に整理し、保管する。
- 用紙は、複写のできるものとし、大きさは日本工業規格A4判とする。

第2号様式(第6条関係)

附 則

扶養親族認定期定簿										氏名				
扶養親族名		(異動年月日)			届出事実の発生日			(異動年月日)			(異動年月日)		(異動年月日)	
所属	扶養親族名	生年月日(加算開始時)	届出提出(受理)年月日	届出届事由	支給期(22歳年度末)	認定期(22歳年度末)	び	認定期(22歳年度末)	び	認定期(22歳年度末)	び	認定期(22歳年度末)	び	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	まで	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	まで	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	まで	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	から	年月日	年月日	年月日	から	年月日	から	
	(* 4 ~)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	年月日	年月日	まで	年月日	まで	

記入上の注意

- 1 生年月日 (加算開始時期) 欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を()内に記入する。
2 届出提出 (受理) 年月日欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合には、届出受理日を()書で付記する。
3 支給及び加算の始期・終期 (22歳年度末) 欄の()内には、子・孫・弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
4 子・孫・弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、届出提出 (受理) 年月日欄及び届出事実の発生年月日欄の記入は要しない。なお、届出の事由欄には、22歳年度末と記入する。
5 備考欄は、扶養親族の認定上、特に必要な事項を記入する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和二十年三重県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二を次のように改める。

第十七条の二 条例第二十八条及び附則第十四項の規則で定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間に、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び十二月二十九日から翌年の一月二日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得た数とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二 再任用短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

三 育児短時間勤務職員等 七時間四十五分に算出率を乗じて得た時間

四 任期付短時間勤務職員 七時間四十五分に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則第四号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年三重県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百七十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

三重県告示第235号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成30年3月27日

三重県知事 鈴木英敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6号の項（C）の欄中「保存・活用事業」を「保存事業」に改める。

別表第1第21号の項（A）の欄中「準備負担金」を「負担金」に改め、同項（C）の欄中「開催準備」を「開催」に改める。

別表第1第22号の項を次のように改める。

22	運動部活動指導員配置促進事業補助金	中学校の運動部活動に部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、運動部活動の充実・活性化を図る。	中学校に運動部活動指導員を配置するための経費	教育長が別に定める。	市町及び一部事務組合
----	-------------------	--	------------------------	------------	------------

附 則

この告示は、平成30年4月1日から適用する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社